

# 「2018年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会  
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 坂本 和彦）は、2018年2月に会員約130団体に対して日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障壁に関するアンケート調査を実施し（2017年12月～2018年2月）、その結果、『2018年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を取り纏めた。（2018年版速報版の全文は、協議会HP：<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> をご参照。）

調査結果の概要は、以下の通り。

## 1. 調査結果概要

### (1) 2018年版調査結果の要点

- ① トランプ米政権による多国間枠組み軽視、二国間交渉重視の通商政策、英国のEU離脱後条件の不透明さ、見通しの欠如の問題が新たに発生している問題として、指摘されている。
- ② 従来からの貿易・投資障壁の多くが改善されずに存続しており、問題項目の総数は1割以上増加(+181件)し1,461件となった。そのうち新興国・途上国の占める割合が8割強に上る。
- ③ 国別では、トップ4の中国、インド、ブラジル、インドネシアは前年と同じ順位であった。中国、ブラジル、インドネシアが増加する一方で、ベトナム、台湾が減少した。昨年度、減少を記録した中国は上昇に転じ、前年比+25の235件であった。先進国は、EUが減少したものの、米国が増加してトップ10に入っている。
- ④ 地域別では、前年度と比べてアジア、中南米、北米、欧州、中近東、アフリカが増加した一方で、大洋州、旧ソ連諸国はほぼ横ばいである。グローバル全体では増加傾向にある。
- ⑤ 分野別では、輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用の問題が従前同様四大分野として多く指摘され、輸出入規制・関税・通関規則、税制、外資参入規制、為替管理、金融、諸制度・慣行・非能率な行政手続きが、前年度と比べて数は少ないながらも増加した。
- ⑥ 先進国では輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用の比重が新興国・途上国を上回り、外資規制関連の問題指摘がほとんど無い。これに対して、新興国・途上国では外資参入規制、為替管理、諸制度・慣行・非能率な行政手続、法制度の未整備・突然の変更、金融、利益回収、自由貿易地域・経済特区での活動規制の問題の比重が先進国を上回っている。

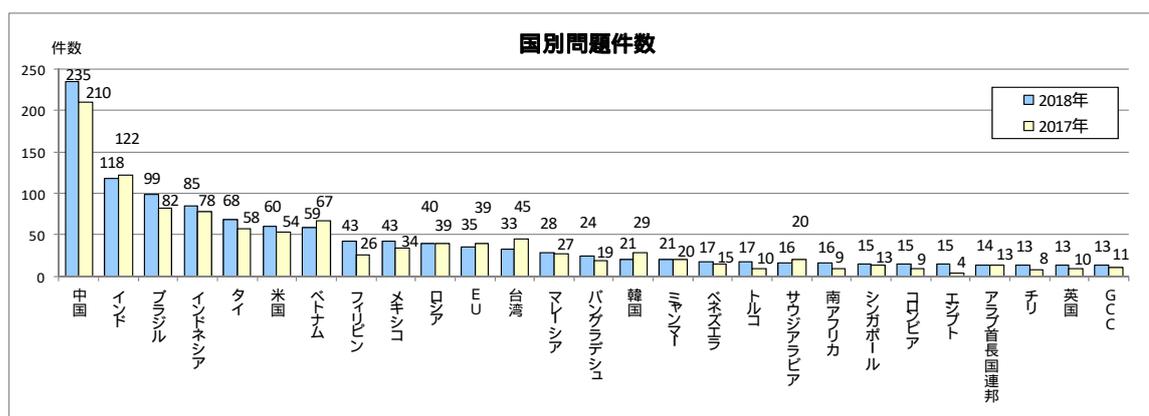
## **（２）地域別特徴：新興国・途上国が問題指摘項目数合計の８割強、有力新興国がランクの上位を占める**

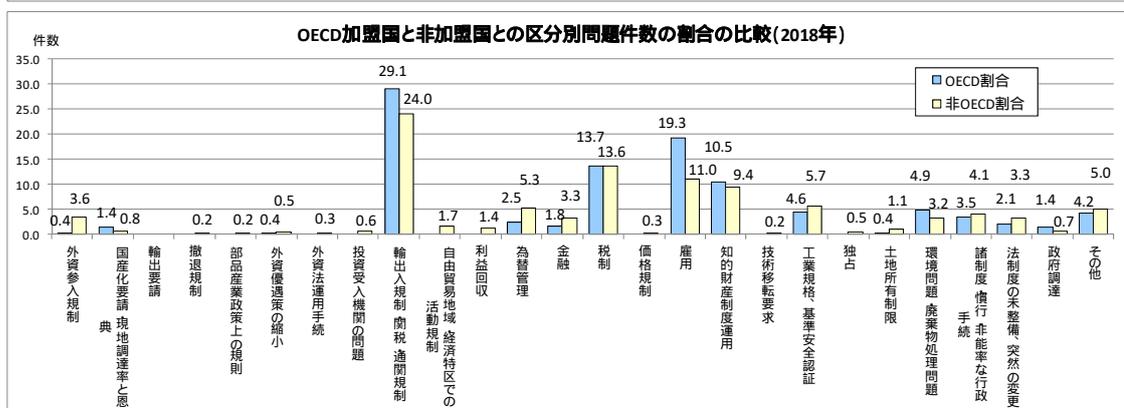
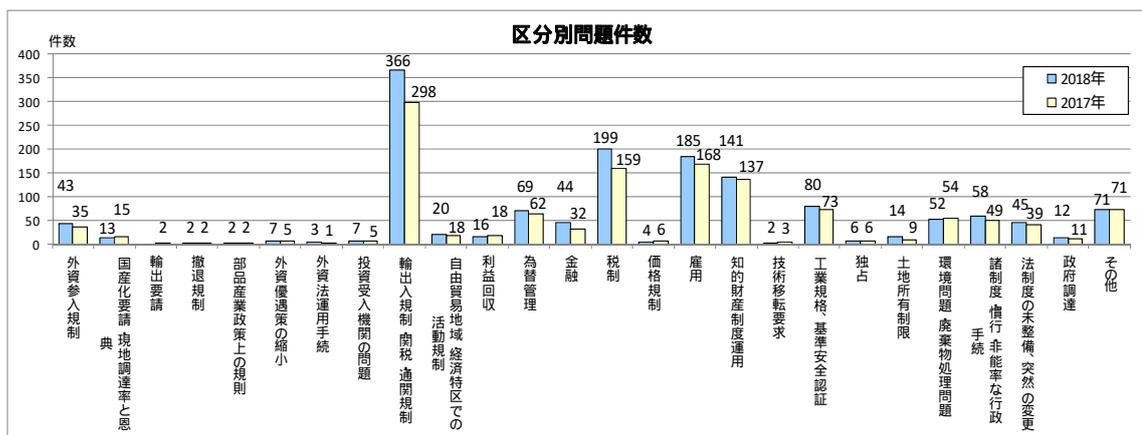
- ① 2018年調査は、世界83の国と5つの地域統合（EU、ASEAN、GCC、NAFTA、メルコスール）について問題指摘がなされている。
- ② 問題項目の総数は1,461と前年比+181で、うち新興国の占める割合も8割強を占める。国別では、中国235件、インド118件、ブラジル99件、インドネシア85件、タイ68件、米国60件、ベトナム59件、メキシコ43件、フィリピン43件、ロシア40件、EU35件、台湾33件、マレーシア28件、バングラディシュ24件、韓国21件、ミャンマー21件、ベネズエラ17件、トルコ17件、サウジアラビア16件、南アフリカ16件の順となっている。
- ③ 前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、中国+25件、フィリピン+17件、ブラジル+17件、エジプト+11件である。一方、減少が大きい国は、台湾-12件、ベトナム-8件、韓国-8件、アルゼンチン-6件、となっている。

## **（３）項目別特徴：輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用、工業規格・基準安全認証の問題が全体のトップ5**

- ① 問題項目の区分別総数の割合では、輸出入規制・関税・通関規制25.1%、税制13.6%、雇用12.7%、知的財産制度運用9.7%、工業規格・基準安全認証5.5%の順となっており、これら以外では前年に比べて金融+12件、諸制度・慣行・非能率な行政手続+9件、外資参入規制+8件が増加した。
- ② 先進国では、新興国、途上国と比べて輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用の比重が高い。一方、新興国・途上国では、先進国と比較して外資参入規制、為替管理、諸制度・慣行・非能率な行政手続、法制度の未整備・突然の変更、金融、利益回収の問題の比重が高い。

### 2018年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望集計





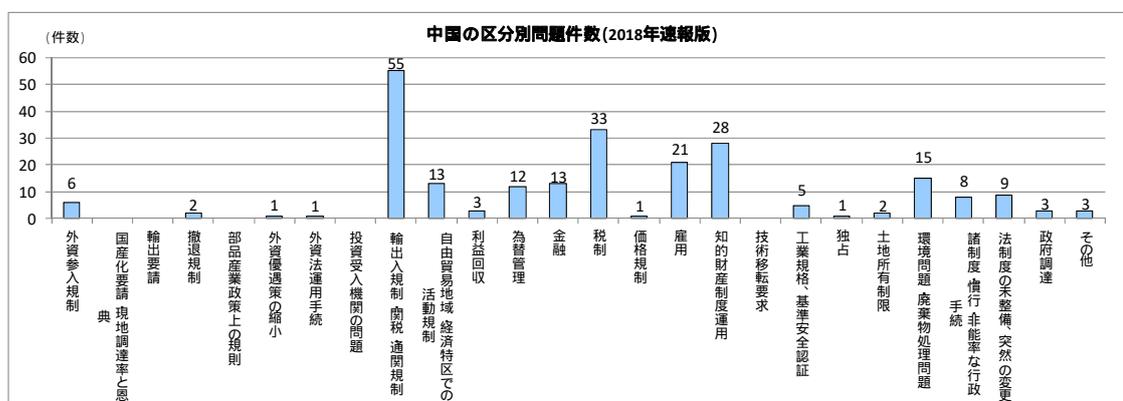
## 2. 主要地域、国別の問題点

### (1) 中国は、問題が広範囲にわたり最多、前年比1割増、輸出入規制・関税・通関規制、税制知的財産制度運用、雇用、環境問題・廃棄物処理問題がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制は、時計類、電化製品等に対する高率の関税や、輸入部材への製造ノウハウライセンスのロイヤルティを関税評価額に加算するなど、諸外国には例のない問題指摘がある。その他、サンプル品への輸入関税賦課、設備輸入の免税基準が不透明であること、書籍、食料品、中古機械設備の輸入規制の問題がある。輸出入手続は総じて煩雑で且つ遅延が多い。2017年6月に公表された輸出入管理法（案）は中国の国家安全・利益の発展を目的としていることから多くの懸念表明がある。また日中間の政治的問題が通関措置に反映される等の問題もある。
- ② 税制については、役務提供者・出張者へのPE課税の解釈拡大、増値税還付手続きの煩雑さ、遅延についての指摘が多い。移転価格税制については事前確認制度（APA）の未活用、文書化対応の負担増加、移転価格調査の恣意的実施等の問題がある。加えて外国法人への特別税制、連結納税の内外差別等の問題もある。
- ③ 知的財産制度運用では、知的財産保護の執行・運用に関する問題が多く指摘されており、行政執行の弱さ・刑事告訴を行うための高い基準・軽い罰則により侵害行為が繰り返されるという問題がある。特許権については、分割出願の困難、ク

レーム補正の制限、多数国間にまたがる研究開発活動が行われる中での第一国出願義務、ライセンス契約における供与技術の性能保証・特許保障の強制、複数行政部門へのライセンス契約の届出、侵害訴訟の煩雑性といった問題がある。実用新案については、成立しやすく、無効化し難い審査にリスクがあると指摘されている。実用新案権、意匠権について、実体審査なしでの権利登録による不確実性や、権利行使時の原告側と被告側の公平性が担保されていない点が指摘されている。広範な模倣品の国内横行と海外拡散や製品形状模倣に対する法的不備の問題、著名商標等の無断使用・登記の問題がある。水際取締りが不十分で差押手続が不合理・不透明である。その他改訂中の著作権改正案について保護強化が懸念されている。

- ④ 雇用面では、ここ数年来、毎年賃金と社会保険費用の上昇問題がある。労働者保護色の強い労働契約法の存在、労働争議に関する法規制の曖昧さ、就労ビザ・短期出張者ビザ取得手続の煩雑・遅延・不明確、日中間社会保障協定未発効、保険料申告、納税の不統一といった指摘が出ている。
- ⑤ 中国 RoHS 規制について、適用除外規定に関して、策定中の合格評定制度に関する情報が不足し、かつ適合性の評価方法が国際標準と異なる。廃棄物処理能力不足と処理費用の増大、廃プラスチック等の輸入禁止、環境規制による廃液処理の困難さなどの問題が指摘されている。



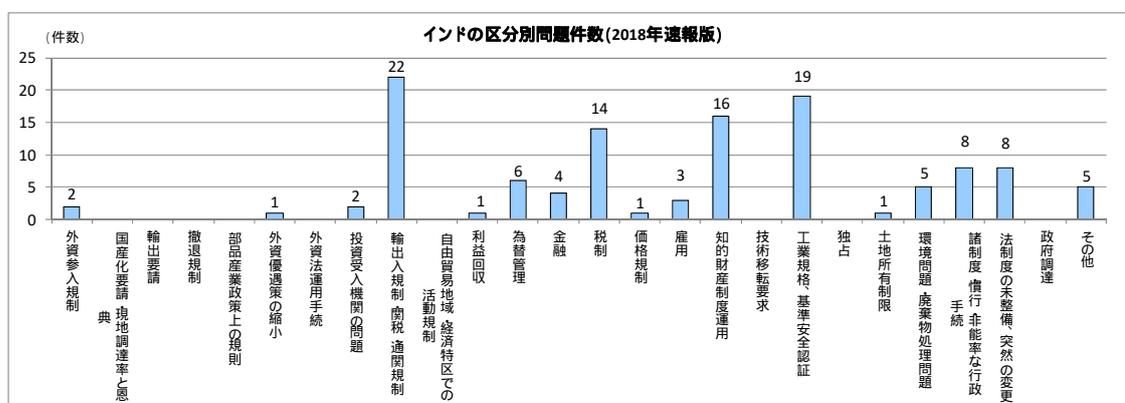
**(2) 東南アジア・南アジアでは、企業の関心が中国からシフトしつつも、障壁が根強く残る：トップ4に入るインド、ベトナムは減少、タイ、ミャンマーは増加**

**1) インド：輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、知的財産制度運用、税制がトップ4**

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、時計等への高輸入関税賦課、鉄鋼製品への頻繁な関税引き上げ、ITA 対象製品への課税、関税分類適用の恣意性、FTA 原産地規則の認定基準厳格化、煩雑な還付手続、通関時の最高小売価格 (MRP) の申告・表示義務の煩雑さ、過度に厳密な空港貨物検査の問題がある。その他、最高小売価格の表示・ラベリングの煩雑さ、一般的に輸出入手続に時間がかかることに対する指摘がある。
- ② 工業規格・基準安全認証については、新規格発布から施行までの猶予期間不足、

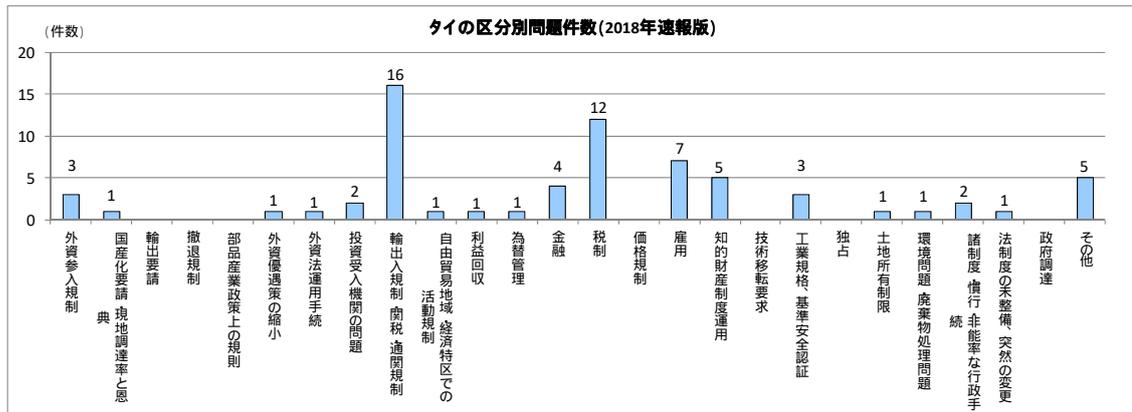
海外機関発行の国際認証書（CB レポート）の不認可、安全規格申請の申請者が工場勤務者に限定される不便さ、工場毎の機器登録、独自の強制規格の導入、製品安全規制適用の不徹底といった問題がある。

- ③ 知的財産制度運用については、インド特許法 8 条に基づく対応する外国特許出願に関する情報提供義務、インドで特許取得後特許の国内実施状況の報告義務という特異な制度がある。その他、特許・商標審査の遅延、模倣品の取締り不足、外国企業による早期審査制度の利用不可などの指摘がある。
- ④ 税制については、複雑な税制体系を改善すべく GST 制度が導入されたが恣意的税率区分やシステム対応に依然課題がある。PE 課税については、税法上、長期出張者の取扱いが不透明との指摘がある。世界標準から逸脱した移転価格文書化要求や、日印租税条約における技術的役務に対する源泉課税問題等の指摘がある。



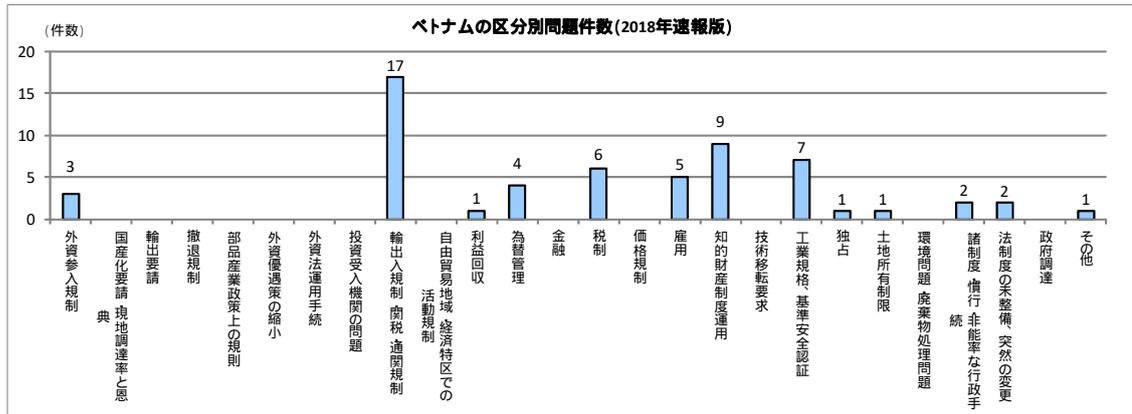
## 2) タイ：輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用、その他がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、関税分類・評価について税関担当者による恣意性を問題とする声が多く、担当者への奨励金分配制度がその温床になっているとの指摘がある。鉄鋼製品でアンチダンピング課税措置・セーフガード措置の濫用が続いている。FTA 絡みでは、商社経由での自動車部品出荷への日タイ EPA 特恵関税の非適用、特定原産地証明書の取得手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題がある。
- ② 税制については、法人税務調査・更生の恣意性、税法解釈の不統一、高額な延滞金利、税還付の遅れ等に関する指摘が多い。また、PE 課税についても、長期出張者への画一的な PE 課税適用といった問題がある。
- ③ 雇用については、労働許可証の取得・更新の煩雑さや遅延、駐在員事務所においては、外国人の人数が制限されており、駐在員 1 名につきタイ人 1 名の採用が義務付けられていること、最低賃金引き上げに伴う人件費の高騰、エンジニア・管理職の人材確保の難しさ等の問題がある。
- ④ 知的財産制度運用に関しては、模倣品の取締り不足、特許要件の 1 つである新規性の要件が国内公知公用（世界公知公用の未規定）などの問題がある。
- ⑤ その他の分野に関しては、過去の大規模洪水を教訓とした治水対策の不足や、政府、反政府の間で常に対立が起こる政情不安問題等がある。



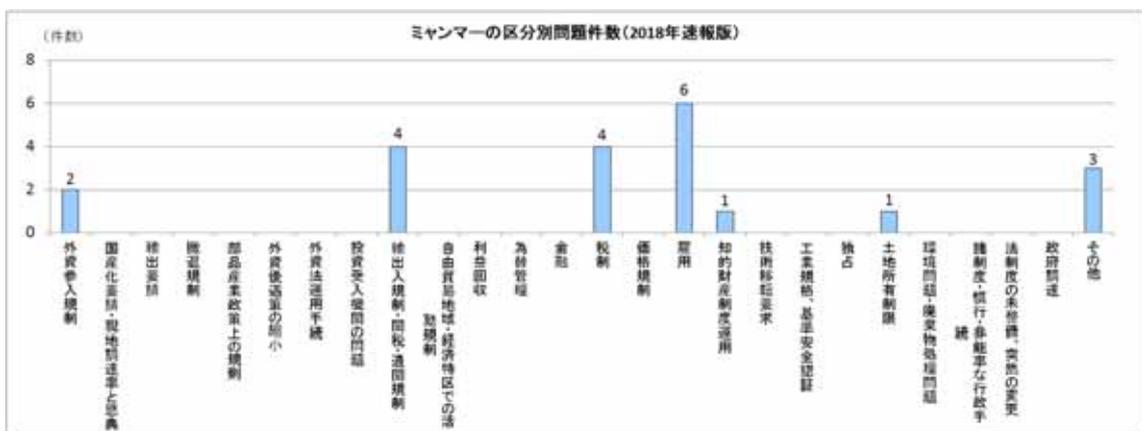
### 3) ベトナム：輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、工業規格、基準安全認証、税制、雇用がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、時計・鉄鋼製品に関する依然とした高輸入関税、鉄鋼製品の関税引き上げ、セーフガード措置・輸入ライセンス取得義務の問題がある。また、抗菌薬や自動車の輸入規制、通関手続の煩雑・遅延への指摘が多い。遡及発行された日越 EPA 原産地証明書不受理問題への指摘もある。
- ② 知的財産制度運用については、ベトナム語以外の言語で特許出願を行った場合に出願日の確保ができないこと、また税関での疑義侵害物品の真贋鑑定について担保金を積んで、差止申請を行った後でないと疑義品の画像が入手できないといった問題がある。その他、複製品に対する著作権者の権利制限規定の不備や模造品や偽ブランド品に対する知的財産権保護が不十分であるという指摘がある。
- ③ 工業規格、基準安全認証に関して、コンクリート補強用鋼材等の輸入に関する規格適合表示義務や、電気・電子製品の安全規格についてベトナム政府が認可したテストラボのデータしか認めない等の問題指摘がある。
- ④ 税制については、外国企業の負担によるベトナム国内輸送を行う場合、外国契約者税として販売額の1%が課税されることが問題視されている。BEPS 移転価格税制における文書化要求のマスターファイル作成期限が会計年度終了後 90 日以内と他国に比べて短期間であること、使用言語がベトナム語である等、負担が大きい。
- ⑤ 雇用問題は、短期のベトナム出国、再入国者のビザ取得義務や最低 5%の昇給率確保義務、外国人労働者のベトナム社会保険への強制加入義務等の指摘がある。



#### 4) ミャンマー：雇用、税制、輸出入規制・関税・通関規制、その他、外資参入規制がトップ5

- ① 雇用については、駐在員の査証手続きについて時間が掛かり過ぎる、必要書類が恣意的に追加される、滞在許可時間が短い等の問題がある。ミャンマー語の雇用契約提出義務にも問題指摘がある。
- ② 税制については、日本とミャンマーの間の租税条約未締結による長期出張者（180日以内）に対する二重課税リスクが指摘されている。加えて、納税義務負担の大きい源泉徴収制度なども問題である。
- ③ 輸出入規制・関税・通関規制問題は、完成品、原材料・部品の輸出入の際、モデル毎の輸入ライセンス登録が必要になる煩雑さや、輸入許可証の有効期限が3か月しかないことから、長期プロジェクトにおいて頻繁に更新が必要になることが指摘されている。
- ④ その他では、電力・交通インフラ未整備の問題がある。
- ⑤ 外資参入規制では、工事事務所について、個別案件ごとに事務所の設立が出来ないという指摘がある。



### (3) 中南米では、ブラジルが対前年比増で最多、メキシコ、ベネズエラ、コロンビア、チリが続く

#### 1) ブラジル：雇用、輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産制度運用がトップ4

- ① 雇用については、ビザの発給遅延、取得困難が指摘されており、企業の実務に支障が出ている。各種ビザの取得に数ヵ月～半年かかる場合があり、ビザ切替えに伴う空白期間が生じる問題がある。労働者過保護の労働法制も指摘が多く、インフレ率に連動した賃金上昇や、硬直的な有給休暇制度、解雇に勤続年数補償基金による割増しが必要になることなどの問題がある。更に、給与と人員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならぬ現地人雇用義務がある。派遣社員の使用期間が最長9か月であることも、実務的に不合理で労働力の調整が困難である。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制については、電気製品の関税率が12～20%と割高であることや税制が複雑で、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税（役務の場合）等の課税があり、競争力の維持が困難である。輸入許可証取得の煩雑さや、インボイス上にアイテムごとの重量や材質まで記載しなければならないことや、品名のポルトガル語での表記義務が、輸出者にとって大きな負担となっている。
- ③ 税制については、税制自体の複雑さの問題が大きい。連邦税・州税・市税・各種負担金等種類が多く、複層化している為、経理・納税事務が煩雑でコストアップの要因となっている。更に、輸入品については高輸入関税の上に二重三重に税金が課され、価格を引き上げるため、輸入品の価格競争力維持が困難である。移転価格算定方法としてOECD諸国が認める一般的な算出方法を認めていない。政府が認める3つの代替方法を適用しても、依然実態との乖離が発生する問題がある。
- ④ 知的財産制度運用では、知的財産権保護が不十分であること（特許審査遅延と審査官による審査のばらつき・レベルの差、特許侵害への水際措置が不十分であること）、早期審査制度の利用条件が限定的で利用しにくいこと、技術ライセンス契約は登録しなければ第三者に対抗することができない等の問題がある。



2) メキシコ：輸出入規制・関税・通関規制が依然最多、続いて税制、雇用、知的財産制度運用がトップ4を占めている。

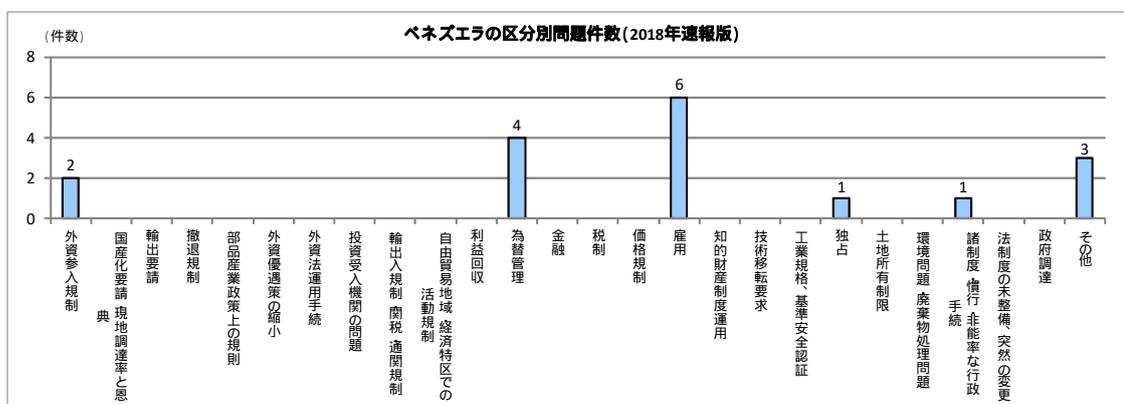
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、鉄鋼製品への輸入関税引き上げ・アンチダンピング措置の長期継続・輸入モニタリングや鉄鋼製品に関する厳格な許可審査手続の運用と煩雑さの問題がある。高輸入関税項目への恣意的な関税分類変更の問題もある。その他、HSバージョンの違いによる日墨EPAの特恵税率不適用の問題がある。
- ② 税制については、付加価値税の還付手続きが複雑で遅延すること、消費税の還付が遅延すること、法人税がインフレ率に応じて調整されること、移転価格税制の適用基準が不透明であること、恣意的に適用されること等の問題がある。
- ③ 雇用については、就労ビザや在住許可証の取得・更新手続きの遅延、会社の利益を従業員で分配する労働者利益分配金制度等については一般的でなく、公平性担保の課題がある。
- ④ 知的財産制度運用では、訴訟件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分なため、正確な特許リスクを把握できないこと、著作権について私的複製補償金制度の下での複製やリバースエンジニアリング目的での複製等について権利制限導入を求める指摘がある。



3) ベネズエラ：昨年より問題件数が増え、雇用、為替管理、その他、外資参入規制がトップ4

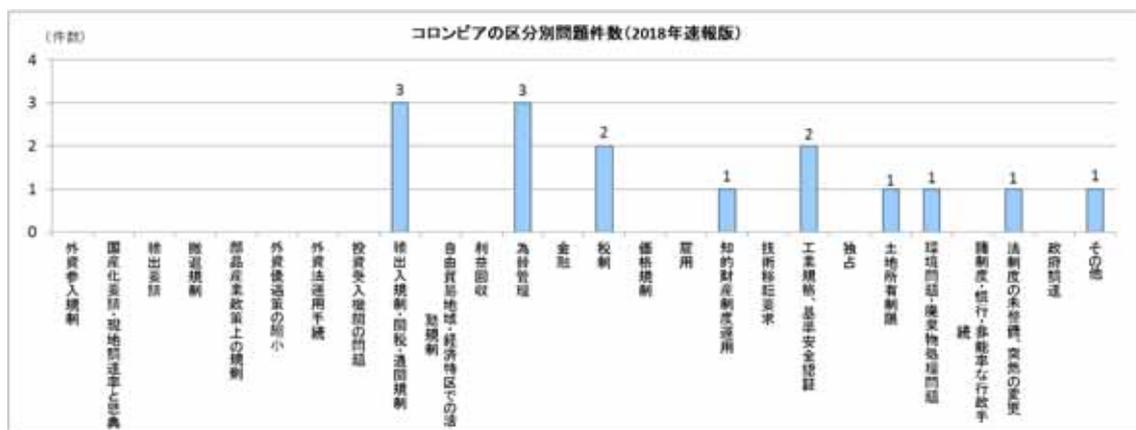
- ① 雇用では、2017年だけでも最低賃金が5回も引上げされ、雇用者側の大きな負担となっている。低所得者を保護する政策を取っている為、労働基準、安全基準が非常に厳格であること、外国従業員数は、総従業員の10%以内、外国人給与総額は総従業員給与の20%以内としなければならないなど、企業の負担となっている。
- ② 現地通貨のハイパーインフレ、通貨切下げリスクにより、商業上の通貨として使うことは現実的ではなくなっている。為替レート変動を政府が管理している為、外貨米ドルの入手が困難である。
- ③ その他の分野として、インフレの亢進や政治情勢の不透明に加え、実質的に国の制度が機能しておらず、ベネズエラでのビジネス展開がままならない状態となっている。

- ④ 政府は資源、エネルギー、金融、通信など基幹産業の国有化を進めてきたが、近年対象産業を広げている。国営化方針が急遽発表されるなど、外資が保護されているとは言い難く輸入支払代金に必要な外貨割り当ても保障されていない。



4) コロンビア：昨年より問題件数が増え、輸出入規制・関税・通関規制、為替管理、税制、工業規格・基準安全認証がトップ4

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、国内産業の保護を目的とした鉄鋼を含む300品目への税率10%引き上げ、主に鉄鋼関連製品で頻発するセーフガード措置が指摘されている。
- ② 為替管理については、為替先物予約の締結先が現地銀行に限定されていること、オフショア為替取引が規制されていること、急激な為替変動リスクが問題視されている。
- ③ 税制に関しては、コロンビア国内の銀行口座間の資金移動に対して、金融取引税0.4%が課されること、税制の変更が頻発することが指摘されている。
- ④ 工業規格・基準安全認証については、省エネ認証規制制定における内外差別への懸念や適合性評価手続きの煩雑さが指摘されている。

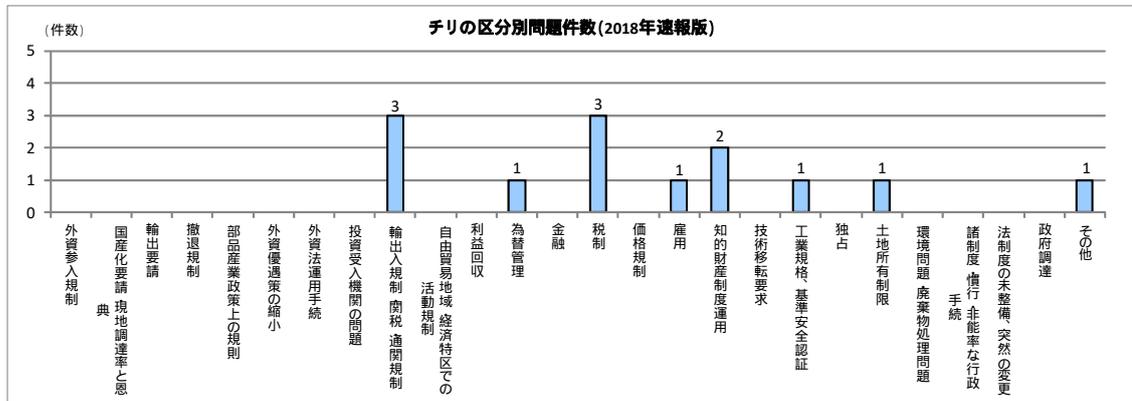


5) チリ：昨年より問題件数が増え、輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産権制度運用がトップ3

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、線材、鉄釘、線、金網等の製品に関連

した頻発するセーフガード措置の濫用に対する懸念等が指摘されている。

- ② 知的財産制度運用に関しては、私的使用目的での複製に関する著作権所有者の権利制限を求める指摘がある。医薬品の価格低下、保険財政問題解決を目的とした強制実施権の発動に対して懸念が示されている。



#### (4) ロシア・東欧・その他はユーラシア関税同盟に関するものが多数

- 1) ロシア：問題件数は昨年より横ばい、輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産運用がトップ3

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、時計等への高関税適用に加え、国家財政の状況で変更される関税、鉄鋼製品に対する関税引き上げ・セーフガード・輸入枠設定の他、ユーラシア関税同盟内での異なる認可取得プロセス・通関チェックの問題がある。ロシア国内でも通関場所・担当者により必要書類が異なる通関手続問題、また外交問題に起因したトルコ産品への厳格な輸入審査やメリットが不明確な AEO 制度への指摘がある。
- ② 知的財産運用の問題については、私的複製補償金制度が不透明であることや、特許制度に関して、プログラム自体が特許保護対象とならないこと等の指摘がある。



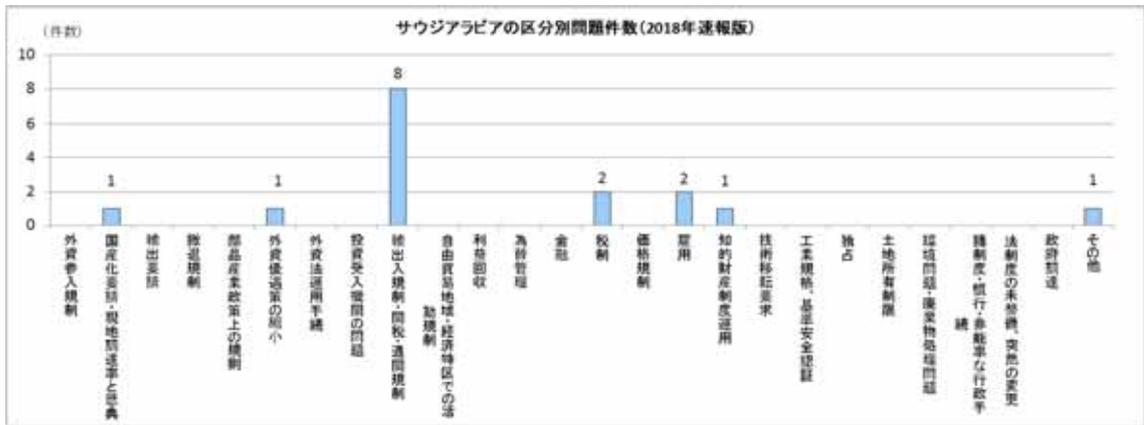
#### (5) 中東・アフリカ：固有の問題が指摘されているサウジアラビア、問題数が大幅増加したエジプト、横ばいなるも依然件数の多いアラブ首長国連邦

- 1) サウジアラビア：昨年比で全体件数は減少するも輸出入規制・関税・通関規制の問題が依然多く、続いて税制、雇用の問題が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、現地特有の規格であるサウジスペック

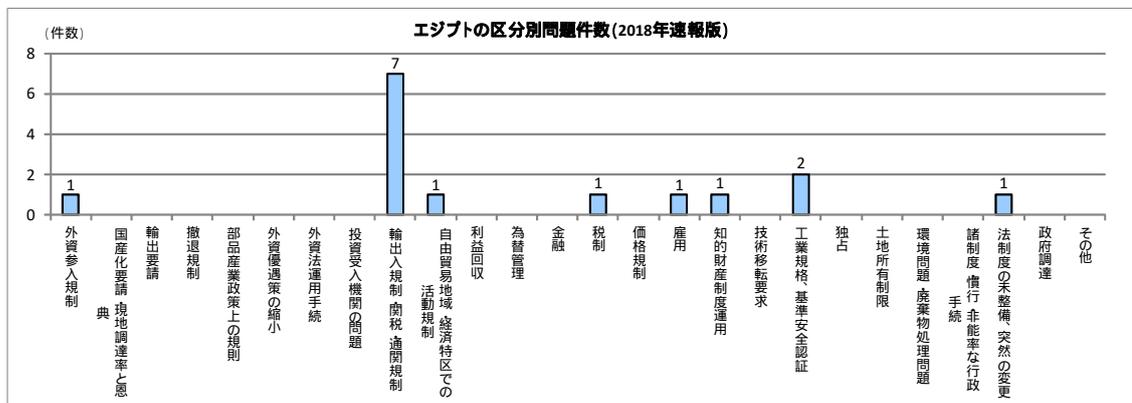
への対応に伴う出荷前、通関時検査が煩雑であること、安全規格（SASO）の運用方法が変わり、これまで日本で行えた出荷前検査の申請が、輸入者或いはその代理がSABERというWEB上のシステムで行うように変更されることから、製品の納入リードタイムへの影響が懸念されている。

- ② 税制の問題については、現地にPEを持たない非居住者へ支払われる役務対価に関しては、日本との租税条約により課税対象外となったが、提出書類が多く、煩雑であることが指摘されている。
- ③ 雇用については、一定比率のサウジ人雇用義務（サウダイゼーション）があり、現地法人運営の懸念要因となっている。



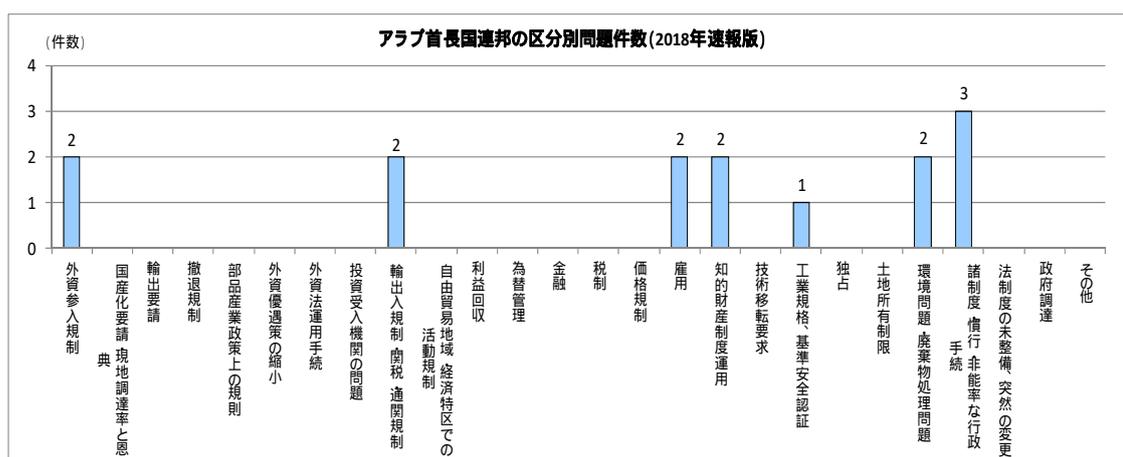
2) エジプト：問題件数が急増、輸出入規制・関税・通関規制の問題が最も多く、次いで工業規格・基準安全認証関連の指摘がある。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、納入製品が1ロットに限定されることによる生産数量の調整負担、GOEIC(General Organization for Export and Import Control)により、工場や企業名の事前登録要求による輸入制限等が問題点として指摘されている。
- ② 工業規格、基準安全認証については、エジプト新標準規格への整合に関する確認に時間を要しビジネスが中断されることや、同規格がグローバル標準規格と合致していないことについての問題指摘がある。



3) アラブ首長国連邦：問題件数は横ばい、諸制度、慣行、非効率な行政手続き、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、外資参入規制がトップ6

- ① 諸制度、慣行、非効率な行政手続きに関し、国営企業との契約の際、税制を含む法令変更リスクを契約者側が追わなければならない点の懸念等が指摘されている。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制については、GCC (湾岸協力会議) 産業保護育成の為、政府が発行する原産地証明書を取得しなければならない等の指摘がある。
- ③ 雇用については、就労ビザ取得にあたり、素行善良証明書の提出義務があるが、取得困難な場合もあると指摘されている。
- ④ 知的財産制度運用に関しては、商標権の取得費用が2015年に大幅値上げされ登録料、更新料それぞれUS\$ 2,720と高額な点が指摘されている。
- ⑤ 環境問題、廃棄物処理問題は、2018年1月より施行されたUAE RoHSにより、製品上市前の登録やテストレポートの提出義務が、企業の負担となっている。
- ⑥ 外資参入規制については、同国への事業出資について外資がマジョリティをとれないとの問題指摘がある。



**(6) 先進国の問題として、EU、韓国の問題件数が減少、オーストラリア、米国、英国の問題件数が増加**

1) 米国：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、環境問題・廃棄物処理問題、知的財産制度運用がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、時計についての定額税と従価税の組み合わせによる高輸入関税、部品ごとに記載する原産地表示の問題、サンセットレビュー条項があるにも関わらず、アンチダンピング税が長期間継続課税される問題に対する改善要望がある。

FTA 関連では、TPP 離脱、TTIP 交渉停滞、KORUS 再交渉、NAFTA 再交渉への懸念指摘がある。鉄鋼・アルミニウムへの232条適用問題への指摘もある。

- ② 雇用については、ビザ更新時に第三国に出国する必要があること、例外的にカナダ、メキシコでも手続きは可能だが、原則日本に帰国しなければならず、費用面、効率面の問題がある。その出国の手間を考えると2年の滞在許可期間が短いこと、

一部ビザには発給枠の制限があること、ビザなし渡航に関する規制が強化されたこと、ビザ・グリーンカード発給に一般賃金要件が設定された問題がある。その他、運転免許取得に必要な社会保障番号取得に時間がかかること、年齢による差別が禁止されていることにより人材確保が困難であるという指摘がある。

- ③ 税制については、日米租税条約の一部を改正する改正議定書が2013年1月に署名されたが、新日米租税条約改正議定書の米国議会承認が遅れていることが問題視されている。

支払利息損金算入の規制強化により、借入金に掛かる支払利息の損金算入が否認される問題等がある。

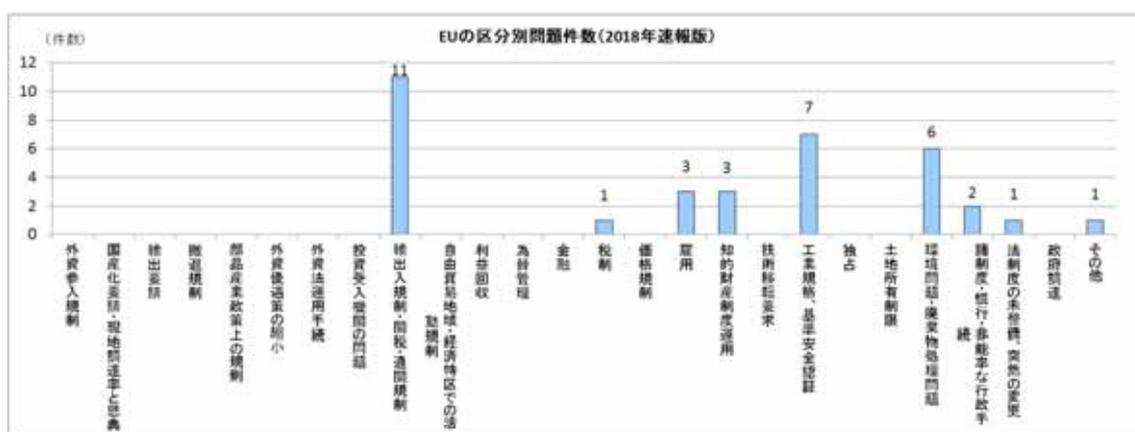
- ④ 環境問題・廃棄物処理問題については、連邦法・各州法の規制内容の不一致、不明確を問題として指摘する声が多い。具体的には複合木材ホルムアルデヒドの認証ではカルフォルニア州法と連邦法の両方を取得しなければいけない事態が発生している。難燃剤の含有禁止規則に関しても州の間で、対象製品が異なり混乱を招いている。
- ⑤ 知的財産制度運用については、先行技術の開示義務、外国出願・審査情報の開示義務及び発明者宣誓書並びに譲渡書の提出義務について、その対応負担が重いとの指摘がある。その他、2017年10月より優先権証明手続きにおいて求められるデジタルアクセスコードの提出、管理負担が大きい等の指摘がある。



2) EU : 加盟国間での不統一措置が多い、輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、環境問題・廃棄物処理問題、雇用、知的財産制度運用がトップ5

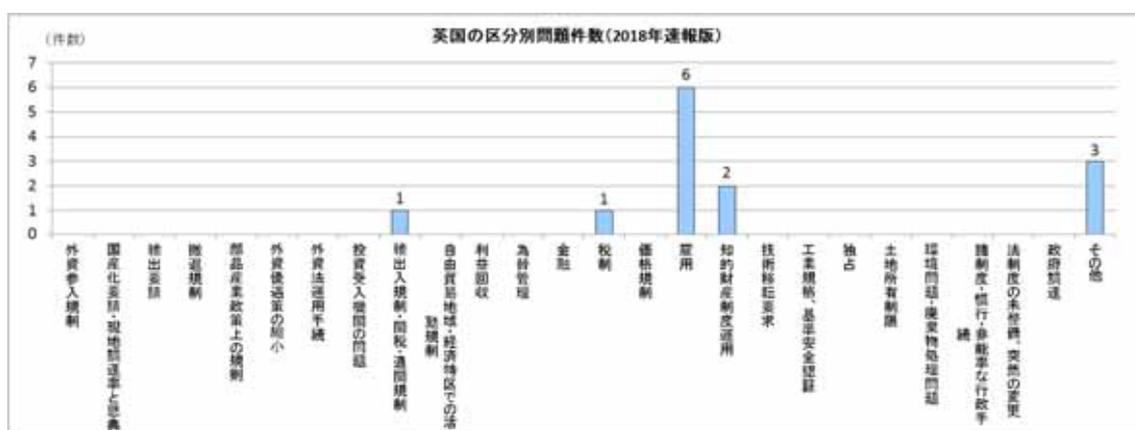
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、電気電子製品、自動車部品、化学品原料への高関税が指摘されており、EPA の早期発効が望まれる。特惠関税の撤廃、関税賦課一時停止措置の完成品への非適用、長期にわたる BTI の取得手続等の関税問題の他、加盟国による通関手続きの不統一、船積み前 24 時間ルールによる商品滞留の長期化といった通関問題、一部の時計に関して、従価税と定額税を併用していることについて問題指摘がある。
- ② 工業規格・基準安全認証の問題については、依然として CE マーク添付義務の負担が大きいとの指摘が多い。

- ③ 環境問題・廃棄物処理問題については、REACH、CLP、RoHS といった環境関連規則・指令の内容・解釈に不透明な部分があり、コスト、労力の負担が大きく、加盟国間で不統一な運用を生み出しているとの指摘がある。
- ④ 雇用については、労働、滞在許可手続きの不統一や定年制の有無の不統一といった EU 加盟国での相違についての問題指摘がある。
- ⑤ 知的財産制度運用に関しては、私的複製補償金制度について、支払義務を履行しない業者の存在、越境取引での二重課金、業務用製品への課金等の問題指摘がある。



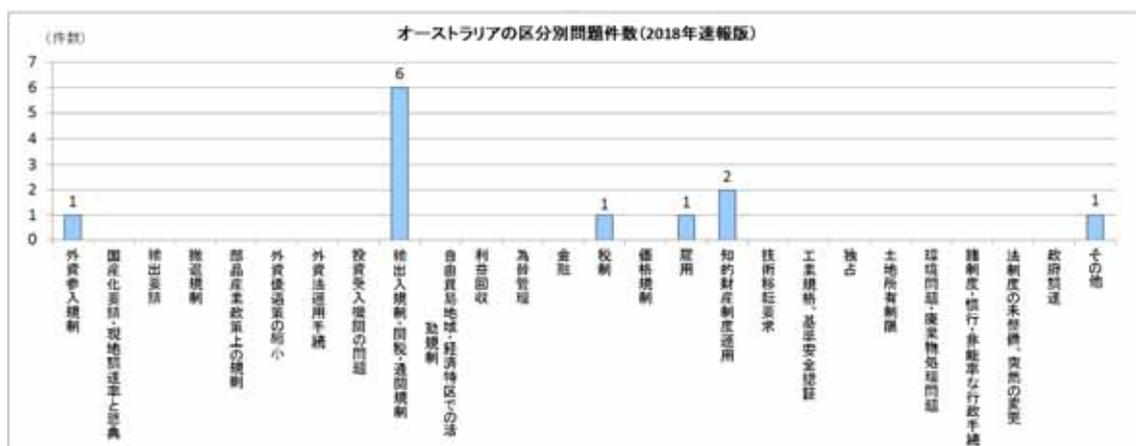
3) 英国：雇用の問題が最多、続いてその他の問題、知的財産制度運用問題への指摘が多い。

- ① 雇用に関しては、入国ビザの取得・延長手続きに係る煩雑さや審査所要時間が長すぎるとの指摘がされている。事業譲渡に伴い、授受する側が従業員を継続雇用する義務も現地進出の足かせとなっている。現代奴隷法の施行による実務負担も指摘されている。
- ② その他の問題では、EU 離脱問題について将来の動向が予測できないことへのリスクが懸念されている。
- ③ 知的財産権制度運用に関しては、優先権証明書提出に関する負担の大きさや、不明確な第一国出願義務の法令規定に関する指摘がある。



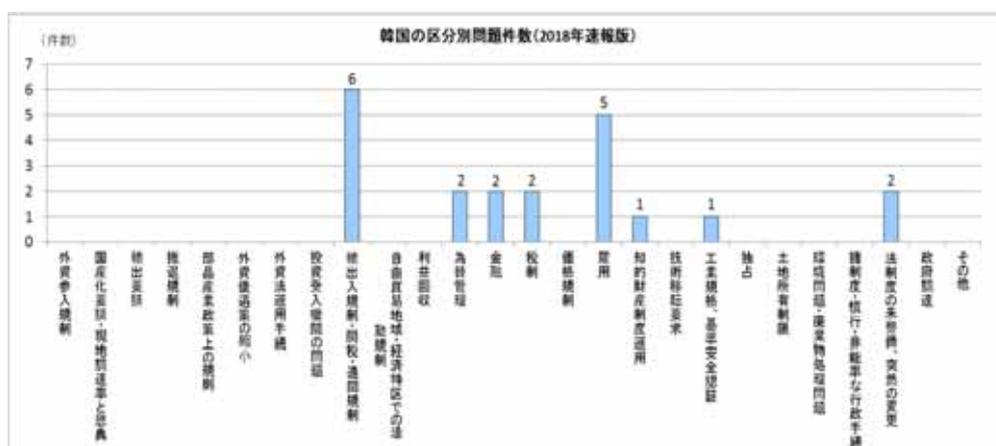
4) オーストラリア：輸出入規制・関税・通関規制の問題が依然多く、続いて知的財産制度運用の問題指摘が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、鉄鋼製品へのアンチダンピング措置・モニタリングの実施及び時計バンドに関する輸出入許可手続やATA カルネを使用した時計サンプルの輸出入許可手続の煩雑等個別製品に関する問題がある。
- ② 知的財産制度運用に関しては、音楽 CD 等の私的使用目的での複製権が制限されていること、製菓分野において特許権者である先発メーカーが自己の特許権を正当に行行使して後発品に対する差止請求を行ったにも関わらず、政府が Market Size Damage を要求したことが特許権者の権利を制限すると問題視されている。



5) 韓国：輸出入規制・関税・通関規制、雇用の問題件数が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、FTA を締結している EU・米国に劣後する高関税、時計類への高輸入関税、鉄鋼製品への長期に渡るアンチダンピング課税の他、インボイス上の HS コードと異なる恣意的関税分類等の問題がある。日韓 FTA 締結の遅れによる EU 製品との価格競争力が課題である。
- ② 雇用については、企業の体力や生産性を無視した労働組合による賃上げ要求・福利処遇改善要求がなされる。就業規則変更時に労働組合から同意を取得する義務、駐在員の就労ビザ発給基準の不明確さ、通常賃金の定義・計算方法が不明確であること等の指摘がある。



以 上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 坂本和彦）は、約 130 の広範な貿易関連団体により構成され、1997 年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び 5 つの経済統合 (EU、ASEAN、GCC、NAFTA、メルコスール) をカバーしている。